[追補]

平成16年版 交通小六法

一改正速報 ——

「道路交通法施行令の一部を改正する政令」(平成16年政令第257号)、「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成16年内閣府令第74号)等の公布に伴い、改正された道路交通法施行令(改正に係る部分)、道路交通法施行規則(改正に係る部分)等を登載しました。

大成出版社

〇道路交通法

2

災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号

(田和三十五年六月二十五日)

平成一六年 六月一八日法律第一一三号征 平成一六年 六月一八日法律第一一二号

次

第一章~第六章の四 略

第八章・第九章 略 第八章・雑則 (第百八条の三十三―第百十四条の七)

第七章 雑則

(自衛隊の防衛出動時における交通の規制等)
第百十四条の五 公安委員会は、自衛隊送第七十二条第
「項の規定による防衛出動命令が発せられた場合において、自衛隊又は武力攻撃事態等におけるアメリカ合いて、自衛隊又は武力攻撃事態等におけるアメリカ合と設合、政策国の軍隊の行動に伴い我が国が実施されるようにする大会教が国に対する外部からの武力攻撃事態等におきる我が国に対する外部からの武力攻撃事態等による我が国に対する外部からの武力攻撃事態等に対る国民の保護のための行動が的確かつ円滑に実施されるようにするためか行動が的確かつ円滑に実施されるようにより、自衛隊等の使用する車両以外の車両の道路ににより、自衛隊等の使用する車両以外の車両の道路ににより、自衛隊等の使用する車両以外の車両の道路ににより、自衛隊等の使用する車両以外の車両の道路ににより、自衛隊等の使用する車両以外の車両の道路に

とあり、及び同法第七十六条の三第五項中「第七十六 及び「自衛隊用緊急通行車両の」とあるのは「自衛隊 ものをいう。以下この項において同じ。)の」とあり、 車両」と、「自衛隊用緊急通行車両(自衛隊の使用す 条第一項」とあるのは「道路交通法第百十四条の五第 車両」と、同法第七十六条の二第五項中「前条第一項」 中「緊急通行車両」とあるのは「自衛隊等の使用する 条の二第一項及び第二項並びに第七十六条の三第一項 第七十六条第二項、第七十六条の二、第七十六条の三 るのは「遅滞なく」と読み替えるものとする。 の使用する車両の」と、同条第六項中「直ちに」とあ る緊急通行車両で災害応急対策の実施のため運転中の 条の五第二項において読み替えて準用する第一項」と、 項後段中「第一項」とあるのは「道路交通法第百十四 定により防衛出動を命ぜられた自衛隊」と、同条第三 部隊等」とあるのは「自衛隊法第七十六条第一項の規 の三第三項前段及び第六項中「災害派遣を命ぜられた 武力攻撃を排除するための行動」と、同法第七十六条 害応急対策」とあるのは「我が国に対する外部からの について準用する。この場合において、同法第七十六 「「緊急通行車両」とあるのは「「自衛隊等の使用する 一項」と、同条第一項及び同法第七十六条の四中「災 (第四項を除く。)、第七十六条の四及び第八十二条第 項の規定は、前項の規定による通行の禁止又は制限

| 「一下の懲役又は三十万円以下の罰金」)| |下の懲役又は三十万円以下の罰金])

十四条の六(この去津の規定に基づきた措置者置)

令、内閣府令、国家公安委員会規則又は都道府県公安を制定し、又は改廃する場合においては、それぞれ政令、国家公安委員会規則又は都道府県公安委員会規則の議論、といる。 この法律の規定に基づき政令、内閣府

(内閣府令への委任) と判断される範囲内において、所要の経過措置(割則 と判断される範囲内において、所要の経過措置(割則 を員会規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要

要な事項は、内閣府令で定める。 律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必 第百十四条の七 この法律に定めるもののほか、この法

第八章 罰則

月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。会の禁止又は制限に従わなかつた車両の運転者は、三会の禁止又は制限に従わなかつた車両の運転者は、三年計方る交通の規制等)第一項の規定による公安委員第百十八条の二 第百十四条の五(自衛隊の防衛出動時

(施行期日) 附 則〔平成一六年六月一八日法律第一一二号抄〕

により、平一六・九・一七〕から施行する。 ない範囲内において政令で定める日〔平一六政二七四 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超え

(施行期日) 附 則〔平成一六年六月一八日法律第一一三号抄〕

第一条 この法律は、日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互のの協定を改正する協定の効力発生の日から起算第十七条及び附則第四条の規定は、公布の日から起算第十七条及び附則第四条の規定は、公布の日から起算第十七条及び附則第四条の規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日して三月を超えない範囲内において政令で定める日して三月を超えない範囲内において政令で定める日

おける通行を禁止し、又は制限することができる。

平成一六年 八月二七日政令第二五七号 、政 令 第 二 百 七 十 号/昭和三十五年十月十一日/

行。(改正に係る部分を収録) 七号により改正、平成一六年一 道路交通法施行令は、平成一六年政令第二五 一月一日から施

車両及び路面電車の交通方法

その者が当該車両の返還を受けるべき使用者又は所有 を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつて 返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所 により保管した車両を当該車両の使用者又は所有者に 式による受領書と引換えに返還するものとする。 者であることを証明させ、かつ、内閣府令で定める様 (車両を返還する場合の手続 (車両を保管した場合の公示事項 警察署長は、法第五十一条第九項の規定

第十五条 法第五十一条第十二項の政令で定める事項 は、次に掲げるとおりとする。

- 示されている番号 保管した車両の車名、 型式、塗色及び番号標に表
- 移動した日時 保管した車両が駐車していた場所及びその車両を
- するため必要と認められる事項 その車両の保管を始めた日時及び保管の場所 前各号に掲げるもののほか、保管した車両を返還

次に掲げる方法により行わなければならない。 法第五十一条第十二項の規定による公示は、

(車両を保管した場合の公示の方法)

- の掲示板に掲示すること。 算して五日を経過した日から十四日間、 前条各号に掲げる事項を、 ら十四日間、当該警察署保管を始めた日から起
- は、その公示の要旨を官報に掲載すること。 所有者の氏名及び住所を知ることができないとき 前号の公示の期間が満了しても、なおその車両
- に自由に閲覧させること。 該警察署に備え付け、かつ、これをいつでも関係者 内閣府令で定める様式による保管車両一覧簿を当

、車両の価額の評価の方法

第十六条の二 法第五十一条第十四項の規定による車両 ができる。 の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くこと 事情を勘案してするものとする。この場合において、 数、損耗の程度その他当該車両の価額の評価に関する の価額の評価は、取引の実例価格、当該車両の使用年 警察署長は、必要があると認めるときは、車両の価額

、保管した車両を売却する場合の手続

第十六条の三 法第五十一条第十四項の規定による車両 の売却は、競争入札に付して行わなければならない。 ては、随意契約により売却することができる。 ただし、競争入札に付しても入札者がない車両につ

第十六条の四 登録の嘱託

第十六条の五 録の嘱託は、嘱託書に登録の原因を証する書面を添付 してするものとする。 法第五十一条第二十三項の規定による登

(保管した車両に関する規定の準用

第十七条 第十四条の七から第十六条の四までの規定 九項の規定により保管した積載物について準用する。 は、法第五十一条第二十四項において準用する同条第 この場合において、第十四条の七中「使用者又は所有

> 号中「車両」とあるのは「積載物が積載されていた車 三中「入札者がない車両」とあるのは「入札者がない とあるのは「積載物の名称又は種類、形状及び数量並 の他の権利」と読み替えるものとする。 権」とあるのは「質権、抵当権、先取特権、留置権そ 物の名称又は種類、形状及び数量」と、同項中「抵当 及び番号標に表示されている番号」とあるのは「積載 適当でないと認められる積載物」と、第十六条の四第 るおそれのある積載物その他競争入札に付することが 積載物、速やかに売却しなければ価値が著しく減少す 簿」とあるのは「保管積載物一覧簿」と、第十六条の については、同号」と、同条第三号中「保管車両一覧 の公示に係る積載物のうち特に貴重と認められるもの 両」と、第十六条第二号中「前号」とあるのは「前号 びにその積載物が積載されていた車両」と、同条第二 ついて権原を有する者」と、第十五条第一号中「車両_ 者」とあるのは一所有者、 項、第二項及び第四項中「車両の車名、型式、塗色 占有者その他当該積載物に

る手続 (指定車両移動保管機関が行う車両移動保管事務に係

第十七条の二 第十四条の七から前条までの規定は、指 二項」とあるのは「法第五十一条の三第十項において 則」と、第十五条及び第十六条中「法第五十一条第十 定車両移動保管機関が行う車両移動保管事務について を管轄する警察署」と、同号中「内閣府令」とあるの 動保管機関の事務所及び当該車両が駐車していた場所 第三号中「当該警察署」とあるのは「当該指定車両移 準用する法第五十一条第十二項」と、同条第一号及び 項」と、「内閣府令」とあるのは「国家公安委員会規 五十一条第九項」とあるのは「法第五十一条の三第一 準用する。この場合において、第十四条の七中「法第 「国家公安委員会規則」と、第十六条の二及び第十

条第二十三項」とあるのは「法第五十一条の三第十項 とあるのは「当該指定車両移動保管機関の事務所」と、 あるのは「国家公安委員会規則」と、「当該警察署 第十四項」と、第十六条の四第一項中「内閣府令」と 第五十一条の三第十項において準用する法第五十 一条の三第一項」と読み替えるものとする。 において準用する同条第九項」とあるのは「法第五十 を証する書面」と、前条中「法第五十一条第二十四項 録の嘱託を申請する旨を記載した書面及び登録の原因 後段」と、「登録の原因を証する書面」とあるのは「登 において読み替えて準用する法第五十一条第二十三項 家公安委員会規則」と、第十六条の五中「法第五十一 同条第二項及び第四項中「内閣府令」とあるのは 六条の三中 《指定車両移動保管機関が行う車両の売却等について 一法第五十一条第十四項」とあるのは

一 当該車両の車名、型式、塗色及び番号標に表示さとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を当とするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を当とするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を当とするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を当とする。

称又は種類、形状及び数量)

- 二 当該車両の保管を始めた目時
- 三 当該車両に係る公示をした日
- 四 当該車両の保管に要した費用
- 他当該車両を使用者等に返還するため講じた措置の一、当該車両の価額及び当該価額の声法、対下この号及び佐所の調査その「使用者等」という。の氏名及び佐所の調査その当該積載物の所有者、占有者その他当該積載物にみつては、主該車両の価額及び当該価額の評価の方法

状況

七 その他参考となる事項 ときは、承認をするものとする。 とは、承認をするものとする。 とは、承認をするものとするものであり、かつ、当該指定車両移動保管機関が当該車両の使り機関が当該車両の使る開発等の氏名及び住所の調査その他当該車両の使いる。

損壊物等の保管の手続等) 第四章 運転者及び使用者の義務

第二十六条の四の二 第十四条の七から第十六条の五ま その損壊物等を移動した日時)」と、第十六条中「法 るのは「損壊物等に係る交通事故が発生したと認めら 駐車していた場所及びその車両を移動した日時」とあ 又は種類、形状及び数量」と、同条第二号中「車両が その積載物が積載されていた車両」と、「表示されて にあつてはその車両の車名、型式、塗色及び番号標に 中「車両」とあるのは「損壊物等が、車両である場合 えて準用する法第五十一条第十二項」と、同条第一号 とあるのは「法第七十二条の二第三項において読み替 を有する者」と、第十五条中「法第五十一条第十二項 いて、第十四条の七中「使用者又は所有者」とあるの り保管した損壊物等について準用する。この場合にお での規定は、法第七十二条の二第二項後段の規定によ れる場所及び日時(その日時が明らかでないときは、 の損壊物等である場合にあつてはその損壊物等の名称 いる番号」とあるのは「表示されている番号、その他 てはその積載物の名称又は種類、形状及び数量並びに 表示されている番号、車両の積載物である場合にあつ 「所有者、占有者その他当該損壊物等について権原 項」とあるのは

> 号標に表示されている番号)並びに損壊の程度」と、 場合にあつては、その車両の車名、型式、 名称又は種類、形状及び数量(損壊物等が車両である 号標に表示されている番号」とあるのは「損壊物等の て準用する法第五十一条第十四項」と、同条中「入札 五十一条第二十三項」とあるのは「法第七十二条の二 権、留置権その他の権利」と、第十六条の五中「法第 同項中「抵当権」とあるのは「質権、抵当権、先取特 第二項及び第四項中「車両の車名、型式、 ないと認められる損壊物等」と、第十六条の四第一項、 のある損壊物等その他競争入札に付することが適当で 速やかに売却しなければ価値が著しく減少するおそれ 者がない車両」とあるのは「入札者がない損壊物等、 あるのは「法第七十二条の二第三項において読み替え の二及び第十六条の三中「法第五十一条第十四項」と 簿」とあるのは「保管損壊物等一覧簿」と、第十六条 については、同号」と、同条第三号中「保管車両一覧 公示に係る損壊物等のうち特に貴重と認められるもの |項」と、同条第二号中|前号」とあるのは|前号の 三項において読み替えて準用する法第五十一条第十 塗色及び番 塗色及び番

第二十六条の五 略

読み替えるものとする。

第三項において準用する法第五十一条第二十三項」と

(自動車の使用の制限の基準

準は、次に掲げるとおりとする。 第二十六条の六 法第七十五条第二項の政令で定める基

いて「使用者等」という。)が次の表の上欄に掲げいて「使用者等」という。)が次の表の上欄に掲げての条及び次条において同じ。)の使用者(安全運転管理者、副安全運転管理者その他自動車の運行を転管理者、副安全運転管理者その他自動車の運行を収入して、の使用者(安全運転管理者をのした。以下「重被牽引車」という。)を含む。以下引車(以下「重被牽引車」という。)が次の表の上欄に掲げてる。以下引車(以下「重被牽引車)が次の表の上欄に掲げてる。以下「重数車」という。)が次の表の上欄に掲げてる。以下「重数車」という。)が次の表の上欄に掲げて「使用者等」という。)が次の表の上欄に掲げて、

るものとする。 動車を運転し、 月を超えない範囲内の期間、当該違反行為に係る自 者が同表の下欄に掲げる違反行為をしたときは、六 る違反行為をし、 又は運転させてはならない旨を命ず 当該違反行為により自動車の運転

自動車の使用者等の違反行自動車の運転者の違反	自動車の運転者の違反
為	行為
法第百十七条の二第二号の	法第百十七条の二第一
違反行為	号の違反行為
法第百十七条の二第三号の	法第百十七条の二第一
違反行為	号の二の違反行為
法第百十七条の四第四号の	法第百十七条の四第一
違反行為	号の違反行為
法第百十七条の四第五号の	法第百十七条の二第一
違反行為	号又は法第百十七条の
	四第二号の違反行為
法第百十七条の四第六号の	法第百十七条の四第三
違反行為	号の違反行為
法第百十八条第一項第四号	法第百十八条第一項第
(法第七十五条第一項第五	七号の違反行為
号に係る部分に限る。)の	
違反行為	

一項第五号の違 反行為 法第百十九条第 達反行為 違反行為 三第一項第三号の違反行為	国 一 大 三 一 に 限 る。) に 限 る。) に 限 る。)
一項第二号の違 反行為 以第百十九条第 一項第三号の二 一項第三号の二 一項第一号の二 三第一項第一号 又は第二号の違 又は第二号の違	法第百十八条第一万行為
第七十五条第二 第七十五条第二 自動車の使用の本	一年以内に、法 を を は いて、過去 に ついて、過去 に の 連の使用す の 連の 使用す の 連の 使用す の 連の 使用す の 連の 使用す の 連の 使用 の 極 の に の し 動 車 の し の し の し の し の し の し の し の し の し の

号(法第七十五八条第一項第四 ら第六号まで若 条の四第四号か に係る部分に限 条第一項第五 しくは法第百十 号、法第百十七 若しくは第三 内に、法第百 し、過去一年以 者の業務に 拠におけるその 七条の二第二号 の違反

自動車の使用者等が次の表の上欄に掲げる違反行

して人を死亡さ 号の違反行為を 限る。) 若しく 号に係る部分に 為をし、 たこと。 せ、又は傷つけ 交通事故を起こ 為をし、よつて 者が当該違反行 した者であるこ の三第一項第三 は法第百十九条 第十一号若しく 百十九条第一項 は第五号、法第 五条第一項第一 四号(法第七十 十八条第一項第 回以上、法第百 去一年以内に二 自動車の運転 又は過

第二十六条の七 間における当該自動車についての当該違反行為と同 指示を受けた時から当該違反行為が行われた時までの に係る違反行為関係累計点数(当該違反行為及び当該 における当該使用者の使用する当該指示に係る自動車 分ごとに同表の中欄に掲げる指示を受けた後一年以内 た場合において、自動車の使用者がその違反行為の区 る基準は、次の表一の上欄に掲げる違反行為が行われ 法第七十五条の二第 一項の政令で定め

号

等の違反行為 の違反行為 自動車の便用者 自動車の運転者

事

情

ことができる。

車を運転し、又は運転させてはならない旨を命ずる を超えない範囲内の期間、当該違反行為に係る自動 の下欄に掲げるいずれかの事情があるときは、三月 の中欄に掲げる違反行為をした場合において、同表 為をし、当該違反行為により自動車の運転者が同表

ならない旨を命ずることができることとする。 ときは、当該自動車の次の表三の上欄に掲げる種類に により付した基礎点数の合計をいう。以下この条にお 限る。)のそれぞれについて別表第一の定めるところ 下欄に掲げる罪に当たる行為として認定されたものに の区分のその他の違反行為(その行為の都度、 囲内の期間、当該自動車を運転し、又は運転させては 応じ、それぞれ同表の下欄に定める期間を超えない範 下欄に定める点数以上の点数に該当することとなつた 欄に掲げる前歴の回数の区分に応じ、それぞれ同表の いて同じ。)が、当該自動車の使用者の次の表二の上 同表の

備考 この表において

「前歴の回数」

しとは、

違反行

一回以上

る放置行為項第七号に規定す法第七十五条第一	最高速度違反行為第一項に規定する	違反行為
八第三項において(法第七十五条の法第五十一条の四	る指示 第一項の規定によ 法第二十二条の二	対する指示自動車の使用者に
頃において 一号若しくは七十五条の の三第一項第十一条の四 法第百十九条	罪 又は第二項の 第一項第一号	罪

する。)を受けた回数をいう。

のに限る。次項において「使用制限命令」と総称 五条の二第一項の規定による公安委員会の命令 運転について、法第七十五条第二項又は法第七十 る自動車の使用の本拠において使用する自動車の を起算日とする過去一年以内に当該違反行為に係 為関係累計点数に係る当該違反行為が行われた目

(当該違反行為と同一の区分の違反行為に係るも

型自動車	月	小型特殊自動車、普通自動二輪車又は
車 日動車、大型特殊自動車又は重被 担	二月	普通自動車
動車の種類期	三月	〒1動車、大型特殊自動車又は重
		動車の種

のとする。 当該使用制限命令を受ける前の違反行為を含まないも 係累計点数に係る当該違反行為が行われた時にお 制限命令に係る運転の禁止の期間を経過した者に係る 令を受け、かつ、当該使用制限命令に従つて当該使用 て、当該違反行為に係る当該自動車につき使用制限命 前項に規定するその他の違反行為には、 違反行為関

第四章の二 高速自動車国道等における 自動車の交通方法等の特例

(高速自動車国道等に係る車両の保管の手続等

表

なし 前

> 歴 O

> 数

点

数

回

第二十七条の五 第十四条の七から第十七条までの規定 について準用する。 を含む。)の規定により保管した車両(積載物を含む。 十一条第九項(同条第二十四項において準用する場合 は、法第七十五条の八第二項において準用する法第五

四 六点 三点

第六章 自動車及び原動機付自転車の運

第三十五条 法第九十九条第一項第一号の政令で定める (指定自動車教習所の指定の基準

要件は、次に掲げるとおりとする。

理について必要な知識及び経験を有する者で、 いずれにも該当しないものであること。 的地位に三年以上あつた者その他自動車教習所の管 二十五歳以上の者であること。 道路の交通に関する業務における管理的又は監督

られ、その執行を終わり、又は執行を受けること の三第一項第三号の罪を犯し罰金以上の刑に処せ 第百十九条第一項第十一号の罪又は法第百十九条 第百十八条第一項第四号若しくは第五号の罪、 法第百十七条の四第四号から第七号までの罪、 法第百十七条の二第二号若しくは第三号の罪、 法第九十九条の二第四項第二号ロに該当する者 法

がなくなつた日から起算して三年を経過していな

ハ 自動車等の運転に関し刑法 (明治四十年法律第 た日から起算して三年を経過していない者 執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつ を除く。)を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その 条第一項の罪又は法に規定する罪(ロに掲げる罪 四十五号)第二百八条の二の罪、同法第二百十一

法第九十九条第一項第四号の政令で定める基準は、

道路交通法施行令

法第六十六条の二|法第六十六条の二|法第百十七条

車を運転する行為 過積載をして自動 第一項に規定する 法第五十八条の三

の規定による指示 第一項第二号

法第五十八条の四

法第百十八条

2

む。)の規定によ|二項の罪 準用する場合を含|第二号又は第

第一項に規定する 第一項の規定によ の四第三号の

る指示

次に掲げるとおりとする。

- ための設備を有すること。

 、次に掲げる要件を備えた技能教習及び技能検定の
- ロ コースの種類、形状及び構造が内閣府令で定めては、三千五百平方メートル)以上であること。 では、三千五百平方メートル)以上であること。 型自動二輪車免許に係る型自動二輪車免許に係る型自動二輪車免許に係る

第

動車を備えていること。 一 技能教習及び技能検定を行うため必要な種類の自

る基準に適合していること。

- 二 前号に掲げる自動車(大型自動二輪車、普通自動 上 前号に掲げる自動車を除く。)は、教習指導員又は に使用される自動車を除く。)は、教習指導員又は は能検定員が危険を防止するための応急の措置を講 すること、たよくな、全人のであること。

- 、 は第九十九条第一項の申請に係る免許に係る教習 大等九十九条第一項の申請に係る免許に係る教習 大等九十九条第一項の申請に係る免許に係る教習 大等九十九条第一項の申請に係る免許に係る教習
- 一、法第九十九条第一項の申請に係る免許に係る教習所、内閣府令で定める基準に適合しており、かつ、同項の申請の目前六月の間引き続き行われているこの、
- 免許につき法第九十七条第一項第二号に掲げる事項の申請に係る免許に係る教習を終了し、かつ、当該の申請の目前六月の間に同項

十五パーセント以上であること。 十五パーセント以上であること。

附 則 [平成一六年八月二七日政令第二五七号]

する。 (施行期日) (平成十六年十一月一日) から施行(平成十六年法律第九十号) 附則第一条第二号に掲げ(平成十六年法律第九十号)附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(施行期日)

(経過措置)

については、なお従前の例による。 第二条 この政令の施行前にした違反行為に付する点数

第三条 この政令の施行前にした行為に対する法律施行令の一部改正)

違反行為に付する基礎点数

	上 酒気帯び運転 (〇・二五未満) 無
	積載物重量制限超過(大型等十割
六点	速度超過 (三十 (高速四十) 以上五十未
	十五未満)等
七点	酒気帯び(〇・二五未満)速度超過(二
	十五以上三十(高速四十)未満)等
八点	酒気帯び(〇・二五未満)速度超過(二
	十 (高速四十) 以上五十未満) 等
九点	酒気帯び(〇・二五未満)速度超過(三
	反又は速度超過(五十以上)
十二点	大型自動車等無資格運転、仮免許運転違
	過(五十以上)等
	等又は酒気帯び(○・二五未満)速度超
十三点	酒気帯び運転 (〇・二五以上)、過労運転
	十五未満)等
十四点	酒気帯び(〇・二五以上)速度超過(二
	十五以上三十(高速四十)未満)等
十五点	酒気帯び(〇・二五以上)速度超過(二
	十 (高速四十) 以上五十未満) 等
十六点	酒気帯び(〇・二五以上)速度超過(三
	速度超過(五十以上)等
十九点	無免許運転又は酒気帯び(〇・二五以上)
二十点	酒気帯び(〇・二五未満)無免許運転
二十三点	酒気帯び(〇・二五以上)無免許運転
	為等禁止違反
二十五点	酒酔い運転、麻薬等運転又は共同危険行二十五点
点数	違反行為の種別

通行帯違反、路線バス等優先通行帯

軌道敷内違反、

速度超過

混雑緩和措置命令違反、通行許可条件違 許条件違反、番号標表示義務違反又は保 命令違反、本線車道横断等禁止違反、 険)、消音器不備、高速自動車国道等措置 法定横断等禁止違反、追越し違反、 者側方安全間隔不保持等、速度超過(二 限違反、信号無視、 警察官現場指示違反、警察官通行禁止制 未満)、放置駐車違反(駐停車禁止場所等)、 速度超過(二十五以上三十 車検運行又は無保険運行 管場所法違反(長時間駐車 速自動車国道等運転者遵守事項違反、 騒音運転等、携帯電話使用等(交通の危 整備不良 (制動装置等)、安全運転義務違 重量制限超過(普通等五割以上十割未満)、 重量制限超過 (大型等五割未満)、積載物 放置駐車違反(駐車禁止場所等)、積載物 差点安全進行義務違反、横断歩行者等妨 踏切立入り、優先道路通行車妨害等、 電車後方不停止、踏切不停止等、 十以上二十五未満)、急ブレーキ禁止違反、 者用道路徐行違反、通行区分違反、 割以上)又は保管場所法違反 積載物重量制限超過(大型等五割以上十 幼児等通行妨害、安全地帯徐行違反、 徐行場所違反、指定場所一時不停 駐停車違反 (駐停車禁止場所等)、 積載物重量制限超過 通行禁止違反、 (高速四十 (普通等十 しや断 路面 歩行 点

識表示義務違反 故障車両表示義務違反又は仮免許練習標 違反、牽引自動車本線車道通行带違反、 用補助装置使用義務違反、乗車用ヘルメ 認ドア開放等、停止措置義務違反、初心 灯等)、転落等防止措置義務違反、転落積 等五割未満)、積載物大きさ制限超過、 定員外乗車、積載物重量制限超過(普通 義務違反、合図不履行、合図制限違反、 交差点等進入禁止違反、無灯火、減光等 本線車道緊急車妨害、本線車道出入方法 車方法違反、初心運転者標識表示義務違 ット着用義務違反、大型自動二輪車等乗 運転者等保護義務違反、携帯電話使用等 載物等危険防止措置義務違反、安全不確 牽引違反、原付牽引違反、整備不良(尾 載方法制限超過、制限外許可条件違反、 警音器吹鳴義務違反、 乗車積載方法違反 違反行為に付する付加点数 違反行為に付する付加点数 (保持)、座席ベルト装着義務違反、幼児 最低速度違反、本線車道通行車妨害 (交通事故の場合)

義務違反をした場合 (交通事故の場合の措置

点

- 違反行為に付する点数は、次に定めるところに
- 1 一の表の上欄に掲げる違反行為の種別に応 よるものとする。 も高い点数(同じ点数のときは、その点数)に たるときは、これらの違反行為の点数のうち最 じ、同表の下欄に掲げる点数とする。この場合 において、同時に二以上の種別の違反行為に当

違反、交差点右左折等合図車妨害、

通行区分違反、交差点優先車妨害、 発進妨害、割込み等、交差点右左折方法 い付かれた車両の義務違反、乗合自動車

車妨害等、

駐停車違反(駐車禁止場所等)

車間距離不保持、

進路変更禁止違反、追 指定横断等禁止違反、

右左折合図車妨害、

道路外出右左折方法違反、

道路外出

- 2 当該違反行為をし、よつて交通事故を起こし た場合には、次に定めるところによる。
- よる点数とする。 物の損壊のみに係るものであるときは、1に する。ただし、当該交通事故が建造物以外の の中欄又は下欄に掲げる点数を加えた点数と 1による点数に、二の表の区分に応じ同表
- ときは、小による点数に、三の表の上欄に掲 掲げる点数を加えた点数とする。 げる措置義務違反の種別に応じ同表の下欄に 法第七十二条第一項前段の規定に違反した
- 係る違反行為をし、よつて交通事故を起こした 点とする。 合には、1及び2の規定にかかわらず、 場合又は刑法第二百八条の二の罪に当たる行為 (違反行為に該当するものに限る。)をした場 故意による人の死傷若しくは建造物の損壊に
- 二 一の表の上欄に掲げる用語の意味は、それぞれ 次に定めるところによる。
- 1 「酒酔い運転」とは、法第六十五条第一項の それがある状態をいう。)で運転する行為を ルコールの影響により正常な運転ができないお 規定に違反する行為のうち酒に酔つた状態(ア

1 の 2 定に違反して麻薬、大麻、あへん、覚せい剤又 は毒物及び劇物取締法施行令(昭和三十年政令 「麻薬等運転」とは、法第六十六条の規

る状態で運転する行為をいう。 第二百六十一号)第三十二条の二に規定する物 の影響により正常な運転ができないおそれがあ 「共同危険行為等禁止違反」とは、

1 の 3 六十八条の規定に違反する行為をいう。

2 「酒気帯び (○・二五以上) 無免許運転」と で運転している場合における3に規定する行為 五ミリグラム以上のアルコールを保有する状態 リグラム以上又は呼気一リットルにつき○・一 は、身体に血液一ミリリットルにつき○・五ミ

2 の 2 とは、身体に第四十四条の三に定める程度以上 規定する行為をいう。 態を除く。)で運転している場合における3に のアルコールを保有する状態(2に規定する状 「酒気帯び(○・二五未満)無免許運転

「無免許運転」とは、法第六十四条の規定に

3の2 「酒気帯び(○・二五以上)速度超過(五 る行為をいう。 ている場合における4から4の3までに規定す 十以上)等」とは、2に規定する状態で運転し 違反する行為をいう。

3の3 「酒気帯び(○・二五以上)速度超過(三 2、6、7の2又は7の3に規定する行為をい 規定する状態で運転している場合における5の 十(高速四十)以上五十未満)等」とは、2に

酒気帯び (○・二五以上) 速度超過 (二

3の5 「酒気帯び (○・二五以上) 速度超過 (□ をいう。 ら29の2まで又は30から72までに規定する行為 している場合における8から20の2まで、21か 十五未満) 等」とは、2に規定する状態で運転 の4、7の6又は7の7に規定する行為をいう。 に規定する状態で運転している場合における7 十五以上三十(高速四十)未満)等」とは、

3の6 「酒気帯び運転 (○・二五以上)」とは、 く。) をいう。 ち2に規定する状態で運転する行為(1、2及 法第六十五条第一項の規定に違反する行為のう び3の2から3の5までに規定する行為を除

定に違反する行為(1の2に規定する行為を除3の7 「過労運転等」とは、法第六十六条の規 く。)をいう。

3の8 「酒気帯び (○・二五未満) 速度超過 定する行為をいう。 転している場合における4から4の3までに規 十以上)等」とは、2の2に規定する状態で運の8 「酒気帯び (○・二五未満) 速度超過 (五

為をいう。 五条第五項から第九項までの規定に違反する行 「大型自動車等無資格運転」とは、法第八十

4の2 「仮免許運転違反」とは、法第八十七条 第二項後段の規定に違反する行為をいう。

トル毎時以上のものをいう。 う。)のうち、その超える速度が五十キロメー る速度で運転する行為(以下「速度超過」とい てはならないこととされている最高速度を超え 十二条の規定によりこれを超える速度で進行し 「速度超過 (五十以上)」とは、法第二 「酒気帯び (○・二五未満) 速度超過 (三

> をいう。 5の2、6、7の2又は7の3に規定する行為 2に規定する状態で運転している場合における 十(高速四十)以上五十未満)等」とは、 2

4の5 「酒気帯び(○・二五未満)速度超過(二 いう。 る7の4、7の6又は7の7に規定する行為を の2に規定する状態で運転している場合におけ 十五以上三十(高速四十)未満)等」とは、2

5 「酒気帯び (○・二五未満) 速度超過 (二十 為をいう。 五未満)等」とは、2の2に規定する状態で運 から29の2まで又は30から72までに規定する行 転している場合における8から20の2まで、 21

5の2 「速度超過(三十(高速四十)以上五十 未満)」とは、速度超過のうち、その超える速 ロメートル毎時未満のものをいう。 においては四十キロメートル毎時)以上五十キ 度が三十キロメートル毎時(高速自動車国道等

とは、法第五十七条第一項の規定に違反して積 場合におけるものに限る。)をいう。 以上のもの(大型自動車等(法別表に規定する 行為(以下「積載物重量制限超過」という。) 載物の重量の制限を超える積載をして運転する 大型自動車等をいう。以下同じ。)を運転する のうち、その超える積載の割合が百パーセント 「積載物重量制限超過(大型等十割以上)」

7 「酒気帯び運転(〇·二五未満)」とは、法 2の2に規定する状態で運転する行為(1、2 第六十五条第一項の規定に違反する行為のうち の2、3の8及び4の4から5までに規定する

- 7 の 3 障法第五条の規定に違反する行為をいう。 五十八条第一項の規定に違反する行為をいう。 「無保険運行」とは、自動車損害賠償保 |無車検運行」とは、道路運送車両法第
- 7 の 4 ロメートル毎時) 未満のものをいう。 トル毎時(高速自動車国道等においては四十キ 度が二十五キロメートル毎時以上三十キロメー 未満)」とは、速度超過のうち、その超える谏 「速度超過 (二十五以上三十 (高速四十)
- 7 の 5 もの又はその行為をした場合において車両を離 第四十四条各号に掲げる道路の部分における行 うな行為(法第四十九条の二第三項の規定の違 とは、法第四十四条、第四十九条の二第三項又 れて直ちに運転することができない状態にする することができない状態にする行為に該当する 為に限る。)のうち、車両を離れて直ちに運転 識等により指定されている道路の部分以外の法 反となるような行為については、同項の道路標 は第七十五条の八第一項の規定の違反となるよ 「放置駐車違反(駐停車禁止場所等)
- 7 の 6 る場合におけるものに限る。)をいう。 パーセント未満のもの(大型自動車等を運転す その超える積載の割合が五十パーセント以上百 十割未満)」とは、積載物重量制限超過のうち、 「積載物重量制限超過(大型等五割以上

行為をしたときのものをいう。

- 7 の 7 とは、積載物重量制限超過のうち、その超える 定する行為を除く。)をいう。 積載の割合が百パーセント以上のもの(6に規 「保管場所法違反 (道路使用)」とは、 「積載物重量制限超過(普通等十割以上)」
- 自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和

- 規定に違反する行為をいう。 三十七年法律第百四十五号) 第十一条第一 項
- 従わない行為をいう。 項後段に規定する警察官の現場における指示に 「警察官現場指示違反」とは、法第四条第
- 8の2 「警察官通行禁止制限違反」とは、法第 に従わない行為をいう。 六条第四項の規定による警察官の禁止又は制
- なるような行為をいう。 「信号無視」とは、法第七条の規定の違反と
- 10の2 「歩行者用道路徐行違反」とは、 条の規定の違反となるような行為をいう。 ら第四項まで又は第六項の規定の違反となるよ 定の違反となるような行為をいう。 「通行禁止違反」とは、法第八条第 「通行区分違反」とは、法第十七条第一項か 一項の規
- 11の2 「歩行者側方安全間隔不保持等」とは、 為をいう。 法第十八条第二項の規定の違反となるような行

うな行為をいう。

- 11の3 「速度超過 (二十以上二十五未満)」と 満のものをいう。 ロメートル毎時以上二十五キロメートル毎時未 は、速度超過のうち、その超える速度が二十キ
- 11の4 「急ブレーキ禁止違反」とは、 四条の規定に違反する行為をいう。 「法定横断等禁止違反」とは、法第二十五条 法第二十
- 十条までの規定の違反となるような行為をい の二第一項の規定の違反となるような行為をい 「追越し違反」とは、法第二十八条から第三

- 規定の違反となるような行為をいう。 「踏切不停止等」とは、法第三十三条第一 一路面電車後方不停止」とは、 法第三十一条 項
- 二項の規定の違反となるような行為をいう。 の規定の違反となるような行為をいう。 「しや断踏切立入り」とは、法第三十三条第
- 条第二項又は第三項の規定の違反となるような 行為をいう。 「優先道路通行車妨害等」とは、法第三十六
- 17の2 「交差点安全進行義務違反」とは、法第 三十六条第四項の規定の違反となるような行為
- 又は第三十八条の二の規定の違反となるような 行為をいう。 「横断歩行者等妨害等」とは、
- の違反となるような行為をいう。 「徐行場所違反」とは、法第四十二条の規定
- 20 の 2 20 「指定場所一時不停止等」とは、法第四十三 条の規定の違反となるような行為をいう。 | 駐停車違反 (駐停車禁止場所等)] と
- に限る。)のうち、7の5に規定する行為以外 四十四条各号に掲げる道路の部分における行為 等により指定されている道路の部分以外の法第 となるような行為については、同項の道路標識 は、法第四十四条、第四十九条の二第三項又は な行為(法第四十九条の二第三項の規定の違反 第七十五条の八第一項の規定の違反となるよう
- 20の3 「放置駐車違反(駐車禁止場所等)」と は、法第四十五条第一項若しくは第二項、第四 第四十九条の二第三項の規定の違反となるよう 十七条第二項若しくは第三項、第四十八条又は

もの又は当該行為をした場合において車両を離 行為をしたときのものをいう。 れて直ちに運転することができない状態にする することができない状態にする行為に該当する のを除く。)のうち、車両を離れて直ちに運転 ついては、当該行為のうち7の5に規定するも な行為(同項の規定の違反となるような行為に

- 積載の割合が五十パーセント未満のもの(大型 とは、積載物重量制限超過のうち、その超える 自動車等を運転する場合におけるものに限る。 | 積載物重量制限超過 (大型等五割未満) |
- 21 の 2 を除く。) をいう。 パーセント未満のもの(7の6に規定する行為 その超える積載の割合が五十パーセント以上百 十割未満)」とは、積載物重量制限超過のうち、 一積載物重量制限超過(普通等五割以上
- 二条の規定に違反する行為(制動装置、かじ取 限る。)をいう。 装置、走行装置又は騒音防止装置に係るものに 「整備不良(制動装置等)」とは、法第六十
- 「安全運転義務違反」とは、法第七十条の規

定に違反する行為をいう。

- 号又は第二号の三の規定に違反する行為をい 「幼児等通行妨害」とは、法第七十一条第二
- 「安全地帯徐行違反」とは、法第七十一条第
- 26 の 2 号の三の規定に違反する行為をいう。 三号の規定に違反する行為をいう。 「騒音運転等」とは、法第七十一 |携帯電話使用等 (交通の危険)]とは

- 26の4 「消音器不備」とは、法第七十一条の二 の規定に違反する行為をいう。 通の危険を生じさせた場合に限る。)をいう。 法第七十一条第五号の五の規定に違反する行為 (同号の規定に違反し、よつて道路における交
- 限又は命令に従わない行為をいう。 第七十五条の三の規定による警察官の禁止、 「高速自動車国道等措置命令違反」とは、 制法
- 五条の五の規定の違反となるような行為をい 「本線車道横断等禁止違反」とは、法第七十
- 28の2 「高速自動車国道等運転者遵守事項違反 に転落させ、若しくは飛散させた場合に限る。 動車に積載している物を当該高速自動車国道等 運転することができなくなつた場合又は当該自 速車線若しくは登坂車線において当該自動車を とは、法第七十五条の十の規定に違反する行為 (本線車道若しくはこれに接する加速車線、減
- 2の2 「番号標表示義務違反」とは、道路運送 九十七条の三第二項において準用する場合を含 車両法第十九条又は第七十三条第一項(同法第 による公安委員会の命令に違反して運転する行 件に違反し、又は法第百七条の四第三項の規定 により公安委員会が付し、若しくは変更した条 |免許条件違反]|とは、法第九十一条の規定
- 29の3 「保管場所法違反(長時間駐車)」とは む。)の規定に違反する行為をいう。 条第二項の規定に違反する行為をいう。 自動車の保管場所の確保等に関する法律第十 法第六条第

|混雑緩和措置命令違反」とは、

- 二項の規定による警察官の禁止、 に従わない行為をいう 制限又は命令
- 3002 「通行許可条件違反」とは、法第八条第 する行為をいう。 五項の規定により警察署長が付した条件に違反
- 反となるような行為をいう。 「通行帯違反」とは、法第二十条の規定の違
- 31の2 「路線バス等優先通行帯違反」とは、法 行為をいう。 第二十条の二第一項の規定の違反となるような
- 32 「軌道敷内違反」とは、法第二十一条の規定 の違反となるような行為をいう。
- 32の2 「速度超過 (二十未満)」とは、速度超 過のうち、その超える速度が二十キロメートル 毎時未満のものをいう。
- 33 「道路外出右左折方法違反」とは、法第二十 な行為をいう。 五条第一項又は第二項の規定の違反となるよう
- 十五条第三項の規定の違反となるような行為を 「道路外出右左折合図車妨害」とは、法第二
- の二第二項の規定の違反となるような行為をい 「指定横断等禁止違反」とは、法第二十五条
- 定の違反となるような行為をいう。 「車間距離不保持」とは、法第二十六条の
- 36 の 2 条の二第二項又は第三項の規定の違反となるよ 「進路変更禁止違反」とは、法第二十六
- 二十七条の規定の違反となるような行為をい 「追い付かれた車両の義務違反」とは、法第

- う。 一条の二の規定の違反となるような行為をい 一条の二の規定の違反となるような行為をい う。
- 39 「交差点右左折方法違反」とは、法第三十四反となるような行為をいう。 のとなるような行為をいう。
- 40 「交差点右左折等合図車妨害」とは、法第三違反となるような行為をいう。

条第一項、第二項、第四項又は第五項の規定の

- 条第一項の規定の違反となるような行為をいる第一項の規定の違反となるような行為をいう。 の規定の違反となるような行為をいう。
- 行為をいう。 一項又は第三十七条の規定の違反となるような 「交差点優先車妨害」とは、法第三十六条第
- ・ 十一条の二第一項若しくは第二項の規定の違反 十一条の二第一項若しくは第二項の規定の違反 となるような行為をいう。
- に脱停車違反(駐車禁止場所等)」とは、法第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条、第四十五条第一項若しくは第二項、第四十七条、第四十七条、第四十九条又は第四十九条の二第三項の規定の違反となるような行為(法第四十九条の二第三項の規定の対方。の5及び20の2に規定するものを除く。のうち、のの3に規定する行為以外のものをいう。
- 十条の規定の違反となるような行為をいう。 「交差点等進入禁止違反」とは、法第五

- 5 「或化学を多差之」によ、大きエトニを第二の違反となるような行為をいう。 4 「無灯火」とは、法第五十二条第一項の規定
- 項の規定に違反する行為をいう。 「減光等義務違反」とは、法第五十二条第一
- 6002 「合図制限違反」とは、法第五十三条第規定に違反する行為をいう。信回不履行」とは、法第五十三条第一項の
- 47 「警音器吹鳴義務違反」とは、法第五十四条三項の規定に違反する行為をいう。
- 8 「美重貴成が芸堂で」によいまな正って記憶第一項の規定に違反する行為をいう。 「警音器吹鳴義務違反」とは、法第五十四条
- 「定員外乗車」とは、法第五十七条第一項の一項又は第二項の規定に違反する行為をいう。「乗車積載方法違反」とは、法第五十五条第

規定に違反して乗車をさせて運転する行為をい

- 規定する行為を除く。)をいう。
 とは、積載物重量制限超過のうち、その超えるとは、積載物重量制限超過のうち、その超えるのでである。
- 1 「積載物大きさ制限超過」とは、法第五十七日 「積載物大きさ制限超過」とは、法第五十七年条第一項の規定に違反して積載物の積載の方法 一級 「積載方法制限超過」とは、法第五十七年 一項の規定に違反して積載物の積載の方法 の制限を超える積載をして運転する行為をいる。
- 3 「原付牽引違反」とは、法第六十条の規定 第三項の規定に違反する行為をいう。 は第二項の規定に違反する行為をいう。 は第二項の規定に違反する行為をいう。

- う。に基づく公安委員会の定めに違反する行為をい
- く。)をいう。「整備不良(尾灯等)」とは、法第六十二条
- 56の2 「転落等防止措置義務違反」とは、法第七十一条第四号の規定に違反する行為をいう。一条第四号の規定に違反する行為をいう。
- 57 「安全不確認ドア開放等」とは、法第七十一る行為をいう。
- 五号の規定に違反する行為をいう。 「停止措置義務違反」とは、法第七十一条第条第四号の三の規定に違反する行為をいう。
- う。 「初心運転者等保護義務違反」とは、法第七50 「初心運転者等保護義務違反」とは、法第七
- 3 「携帯電話使用等 (保持)」とは、法第七十一条第五号の五の規定に違反して同号の無線通話装置を可号の通話のために使用し、又は自動器装置を再号の通路の上端近に表示さい。 市職像表示用装置を手で保持してこれに表示された画像を注視する行為 (26の3に規定する場) た画像を注視する行為 (26の3に規定する場)
- 61 「座席ベルト装着義務違反」とは、法第七十一条の三第一項又は第二項の規定に違反する行一条の三第一項又は第二項の規定に違反する行
- お別児用補助装置使用義務違反」とは、法第「幼児用補助装置使用義務違反」とは、法第
- 第七十一条の四第一項又は第二項の規定に違反 「乗車用ヘルメット着用義務違反」とは、法

道路交通法施行令

- する行為をいう。
- 第七十一条の四第三項から第五項までの用 違反する行為をいう。 「大型自動二輪車等乗車方法違反」とは
- 七十一条の五第一項の規定に違反する行為 「初心運転者標識表示義務違反」とは、
- 規定の違反となるような行為をいう。 「本線車道通行車妨害」とは、法第七上 「最低速度違反」とは、法第七十五条の

の六第一項の規定の違反となるような行為

十未満) 又はしや断踏切

普通車

万二七四 万五千四 万二千四

大型車 原付車

- の六第二項の規定の違反となるような行為 「本線車道緊急車妨害」とは、 、法第七十
- 条の七の規定の違反となるような行為をい 「本線車道出入方法違反」とは、法第一
- 70 規定の違反となるような行為をいう。 法第七十五条の八の二第二項から第四項ま 「牽引自動車本線車道通行帯違反」と
- 条の十一第一項の規定に違反する行為をい 八十七条第三項の規定に違反する行為をい 「仮免許練習標識表示義務違反」とは、 「故障車両表示義務違反」とは、法第上

大型車

万二千四

は原付車

六千円

普通車 大型車

行者等妨害等、整備不良 踏切不停止等、交差点安 信号無視 (赤色等)、通行

(制動装置等)、安全運転

一輪車

七千円

全進行義務違反、横断歩 区分違反、追越し違反、

普通車

九千円

別表第二

別表第二の二

速自動車国道等運転者遵 道横断等禁止違反又は高 等 (交通の危険)、本線車 義務違反、携帯電話使用

原付車

六千円

川隻第三〈毎日十二年母系〉

							かう。	法第	いう。	七十五		までの	とは、	ハ - う - 。 ヨ	년 년	煮を し	も五条	Ĺ	為をい	十五条		四の		為をい	法第	規定に	は、法	
止場所等)	七 放置駐車違反 (駐車禁)				禁止場所等)	六 放置駐車違反(駐停車·			三十未満)	五 速度超過 (二十五以上	前	物重量制限超過(五割未					割以上十割未満)	三 積載物重量制限超過 (五			以上四十未満)	二 速度超過(高速三十五		通等十割以上)	一 積載物重量制限超過 (普	反則行為の種類	反則行為の種	別表第三 (第四十五条関係)
は重被牽	大型車又	は原付車 二輪車又	普通車	引車	は重被牽	大型車又	原付車	二輪車	普通車	大型車	原付車	门緯申	普風車	大型車	原付車	二編車	普通車	大型車	原付車	二輪車	普通車	大型車	原付車	门緯申	普通車	の車 種両 類等	別	
万千円		万円	一万八千円		二万五千円		一万二千円	一万五千円	一万八千円	二万五千円	一万五千円	二万円	二万五千円	三万円	二万円	二万五千円	三万円	四万円	二万円	三万円	三万五千円	四万円	二万五千円	三万円	三万五千円	反則金の額		
守事項違反	速自動車国道等運転者	道横断等禁止違反又は京等(交通の危険) 本続書	義務違反、携帯電話使用	(制動装置等)、安全運	行者等妨害等、整備不良	全進行義務違反、横断	踏切不停止等、交差点字	区分違反、追越し違反、	信号無視(赤色等)、通知	十二 速度超過(十五未満)		山地戸等)	上場斤等)	上手正言と		止場所等)	十 駐停車違反 (駐停車禁		立入り	十未満) 又はしや断路	九 速度超過 (十五以上)			十五未満)	八 速度超過 (二十以上)			

(駐車禁

万二千四

は原付車

七千円

普通車 大型車

万二千四 万五千四

禁

原付車

七千四

一輪車

九千四

普通車	引車
一万五千円	

は原付車 二輪車又

普通車 大型車

万五千四

二万円 九千円

一輪車

備考略			引違反、泥はね運転、転法違反、定員外乗車、空場務務違反、乗車積載方
	六 千 円	ま二輪車又	人、警音器 吹合図不履行、
又は色			無
十六			車妨害等、交差点等進入
造			交差点優先車妨害、緊急
違反			害、指定通行区分違反、
初心:			交差点右左折等合図車妨
違反			動車発進妨害、割込み等、
許可名			車両の義務違反、乗合自
右左右	七千円	大型車	禁止違反、追い付かれた
右左右			間距離不保持、進路変更
載			指定横断等禁止違反、車
+ L <u>1</u>			路外出右左折合図車妨害、
網			ス等優先通行帯違反、道
両表示			十四 通行帯違反、路線バ
車道ス			行違反又は免許条件違反
車妨害	五千円	原付車	等通行妨害、安全地带徐
行車は	- - -	į į	整備不良(尾灯等)、幼児
低速			過、積載方法制限超過、
輪車			等、積載物大きさ制限超
消音品	六千円	二輪車	反、指定場所一時不停止
公安系			行車妨害等、徐行場所違
携帯電			後方不停止、優先道路通
心運	七千円	普通車	断等禁止違反、路面電車
務違			レーキ禁止違反、法定横
ドア			
置義		1	
転落珠	九 千 円	大型車	歩行者用
落等吐			十三 信号無視 (点滅)、通

防止措置義務違反 積載物等危険防止措

電話使用等(保持)、 開放等、停止措置義 務違反、安全不確認 度違反、本線車道通 等乗車方法違反、最 器不備、大型自動一 委員会遵守事項違反、 転者等保護義務違反、 反、騒音運転等、 原付車 五千円

害、牽引自動車本線妨害、本線車道緊急 示義務違反又は仮免 通行带違反、故障車

条件違反、原付牽引折方法違反、制限外 折方法違反、交差点 敷内違反、道路外出 通行許可条件違反、 **資標識表示義務違反** 運行記録計不備、 普通車又 は二輪車 大型車 六千円

兇許証不携帯 警音器使用制限違反 大型車 又は本線車道出入方 運転者標識表示義務 普通車、 は原付車 一輪車又 原付車 三千円 三千円 四千円

〇道路交通法施行令

平成一六年 九月一五日政令第二七五号 、政 令 第 二 百 七 十、昭和三十五年十月十一

改正

注 道路交通法施行令は、平成一六年政令第二七 行。(改正に係る部分を収録) 五号により改正、平成一六年九月一七日から施

家公安委員会の指示) (自衛隊の防衛出動時における交通の規制に関する国 第四十四条の二の次に次の一条を加える。

第四十四条の二の二 災害対策基本法施行令(昭和三十 第七十六条第二項の通行禁止等」とあるのは「道路交 の四の規定による国家公安委員会の指示について準用 法第百十四条の五第二項において準用する災害対策基 七年政令第二百八十八号)第三十三条の二の規定は、 読み替えるものとする。 対する外部からの武力攻撃を排除するための行動」と は制限」と、「災害応急対策」とあるのは「我が国に 通法第百十四条の五第一項の規定による通行の禁止又 する。この場合において、同令第三十三条の二中「法 本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第七十六条

(施行期日 附 則[平成一六年九月一五日政令第二七五号抄

第一条 この政令は、法の施行の日(平成十六年九月十 七日)から施行する。

改正 平成一六年 八月二七日内閣府令第七四号

ら施行。(改正に係る部分を収録) 第七四号により改正、平成一六年一一月一日か 道路交通法施行規則は、平成一六年内閣府令

第一条~第六条の九 第一章

(受領書の様式

第七条 令第十四条の七(令第十七条(令第二十七条の ときは別記様式第二の三、車両の積載物であるときは 三第一項及び第二項において同じ。)、第二十六条の四 記様式第二の五のとおりとする。 別記様式第二の四、その他の損壊物等であるときは別 還に係る受領書にあつては、損壊物等が、車両である 記様式第二の二のとおりとし、保管した損壊物等の返 し、保管した積載物の返還に係る受領書にあつては別 還に係る受領書にあつては別記様式第二のとおりと む。)の内閣府令で定める様式は、保管した車両の返 の二及び第二十七条の五において準用する場合を含 五において準用する場合を含む。次条並びに第七条の

第七条の二~第七条の十

第九条の八 第二章の四 安全運転管理者等 略

(安全運転管理者等の要件

第九条の九 法第七十四条の二第一項の内閣府令で定め

る要件は、次に掲げるものとする。 二十歳(副安全運転管理者が置かれることとなる

、総 理 府 令 第 六 十 号、昭和三十五年十二月三日) イ にも該当しないものであること。 を有すると公安委員会が認定した者で、次のいずれ 車の運転の管理に関しこれらの者と同等以上の能力 つては、一年)以上実務の経験を有する者又は自動 管理に関し公安委員会が行う教習を修了した者にあ 場合にあつては、三十歳)以上の者であること。 自動車の運転の管理に関し二年(自動車の運転の

り解任され、解任の目から二年を経過していない 法第七十四条の二第六項の規定による命令によ

ら二年を経過していない者 百十九条の三第一項第三号の違反行為をした日か 第百十八条第一項第四号若しくは第五号、法第百 条の四第一号若しくは第四号から第六号まで、法 十九条第一項第十一号若しくは第十二号又は法第 法第百十七条、法第百十七条の二、法第百十七

2 法第七十四条の二第四項の内閣府令で定める要件 次に掲げるものとする。

二十歳以上の者であること。

あること。 前項第二号イ及び口のいずれにも該当しないもので 以上の能力を有すると公安委員会が認定した者で、 者又は自動車の運転の管理に関しこれらの者と同等 有する者、自動車の運転の経験の期間が三年以上の 自動車の運転の管理に関し一年以上実務の経験を

第九条の十~第九条の十三

施行期日 附 則[平成一六年八月二七日内閣府令第七四号]

1 この府令は、道路交通法の一部を改正する法律(平 成十六年法律第九十号)附則第一条第二号に掲げる規 定の施行の日(平成十六年十一月一日)から施行する。 ,自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施

> 内閣府令の一部改正 行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する

2 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施 次のように改正する。 内閣府令(平成十四年内閣府令第三十五号)の一部を 行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する

[次のよう略]

別記様式第一~別記様式第二十九 別表第一~別表第四 略

別図 略

○自動車運転代行業の業務の適 正化に関する法律施行令

、政 令 第 二 六 号、平成十四年二月六日

に係る部分を収録 改正、平成一六年一 改正 本政令は、 平成一六年 平成一六年政令第二五七号により 一月一日から施行。 八月二七目政令第二五七号

第一条~第三条

(道路交通法施行令の規定の読替え適用

第四条 自動車運転代行業者についての道路交通法施行 に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表 令(昭和三十五年政令第二百七十号)の次の表の上欄 字句とする。 の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる

る規定 条の六第 外の部分 号列記以 条の六各 第二十六 読み替え|読み替えられ 十六 第二項 る字句 自動 法第七十 車 五条 自動車運転代行業の業務 転代行業法第二条第二項 自動車運転代行業者等 用される法第七十五条第 規定により読み替えて適 いう。) 第十九条第一項の 以下「運転代行業法」と 成十三年法律第五十七号。 の適正化に関する法律(平 項 読み替える字句

> 行業者 自動車 という。)の用に供される 動車運転代行業(以下単 為により運転代行業法第 次の表の上欄に掲げる違 転管理者等をいう。 又は運転代行業法第三条 車運転代行業者」という。 に「自動車運転代行業 反行為をし、当該違反行 この条において同じ。)が 第七号に規定する安全運 |条第一項に規定する自 (以下単に 白 以下

使用者 (安全 運転者

運転管理者、

動車の運行を 理者その他自 副安全運転管

の表の上欄に という。)が次 を含む。以下 地位にある者 直 て「使用者等 この条におい 接管理する

り自動車の運 違反行為によ 為をし、当該 掲げる違反行

下欄に掲げ ż |下欄に掲げる違反行為(運 ついては、法第百十八条 車」という。) の運転者に (以下単に「随伴用自動に規定する随伴用自動車 転代行業法第二条第七項

自動車 'n 使用 自動車運転代行業者等 に限る。)

第一項第七号の違反行為

法第百十七条 号 えて適用される法第百十 運転代行業法第十九条第 七条の二第二号 項の規定により読み替

第

法第百十七 第三号 条 運転代行業法第十九条第 七条の二第三号 えて適用される法第百十 項の規定により読み替

の四第四号 法第百十七条 運転代行業法第十九条第 えて適用される法第百十 項の規定により読み替

の四第五号 法第百十七条 |運転代行業法第十九条第 七条の四第四号

法第百十七 条 運転代行業法第十九条第 えて適用される法第百十 七条の四第五号 項の規定により読み替

法第百 十八条 運転代行業法第十九条第 えて適用される法第百十 一項の規定により読み替 七条の四第六号

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令

に規定する自動車運転代

_	
自動	
自動車	
車	
À	
地	
単 2	
11	
行	
-10	
未	
0	
幸	
33	
49	
U,	
诟	
ī	
廾	
70	
13	
生運転代行業の業務の適正化に関する法律	
7	
3	
1	
泔	
7	
H	
加	
 样施行	
Ť	

第一項第五号 一項の規定により読み替第一項第五号 一項の規定により読み替表で適用される法第七十条第一項の規定により読み替えて適用される法第百十	五 号八 を 連 使 連 条 し 転 用 転	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
の四第四号 一項の規定により読み替法第百十七条 運転代行業法第十九条第法第十九条第一項の規定により読み替表の二第二号 一項の規定により読み替表の四第四号 一項の規定により読み替表の四第四号 一項の規定により読み替表の関係を表す。	三号 三号 えて適用される法第百十 直動車の使用 自動車運転代行業 の おけるその者 表示の三第一項第三号 は第七十五条 運転代行業法第十九条第 一項の規定により読み替 えて適用される法第七十 五条の二第一項 五条の二第一項 五条の二第一項 五条の二第一項 五条の二第一項 五条の二第一項 五条の二第一項 五条の二第一項 五条の二第一項 五条の二第一項 五条の二第一項 五条の二第一項 五条の二第一項 五条の二第一項 五条の一項 五条の一項 五条の一項 五条の一項 大で適用される法第七十 五条の一項 大で適用される 大等 大で適用される 大等 大等 大手 大手 大手 大手 大手 大手 大手 大手	の三第一項第一項の規定により読み替第一項第十九条 運転代行業法第十九条第一項第十一号 九条第一項第十一号 九条第一項第十一号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
車用する場合 第十九条第一項の規定に で 1 年 1 年 2 年 3 年 3 年 4 年 4 年 5 年 6 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7 年 7	条の七第の二第一項 一項の規定により読み替	第二十六 法第七十五条 運転代行業法第十九条第

1	1
H	D)
1	þ
ì	1
4	17
1	_
1	一位代言業の業務の選正化に奨する
0	不
100	*
Ž	Ż
(Τ,
ì	彦
J	ŀ
1	Ľ
F	i E
1	たよ
	ろろ
ž	Į
1	1
(7
ļ	非の施力
1	j
Å	4
	こ半う首
ì	í
5	ż
7	1
į	且
7	1
1	H
1	į
É	î
(Ť,
ŧ	ķ
5	Ė
(1
F	i)i
1	i Ž
í	1
İ	¥
-	đ
ż	3
Į	空正の誘 は え に
[各石
,	以合
	13

第一項第三号 第一項第三号 条第一項の規定により読み替えて適用さい。 第一項第三号 第一項第三号 条第一項の規定により読み替えて適用といる法第七十四条の二 運転代行業法第十九条第二項の規定により読み替えて適用といる法第七十四条の上によい。 法第七十五条第一 運転代行業法第十九条の上により読み替えて適用さい。 法第七十五条第一 運転代行業法第十十四条の力・表第一項の規定により読み替えて適用さい。 上記の理事では、一項第七号に規定する。 一項第七号に規定する。 「記述等七十五条第一項の規定により読み替えて適用さい。」 「記述等七十五条第一項の規定により読み替えて適用さい。」 「記述等七十五条第一項の規定により読み替えて適用さい。」 「記述等七十五条第一項第七号に規定する。」 「記述等七十五条第一页。」 「記述等七十五条第一页。」 「記述等七十五条第一页。」 「記述等七十五条第一页。」 「記述等七十五条第一页。」 「記述等七十五条第一页。」 「記述等七十五条第一页。」 「記述等七十五条第一页。」 「記述等七十五条第一页。」 「記述等七十五条第一页。」 「記述等七十五条第一页。」 「記述等七十五条第一页。」 「記述等七十五条第一页。」 「記述等七十五条第一页。」 「記述等七十五条第一页。」 「記述等七十五条第一页。」 「記述等七十五条第一页。」
去第百十九条第三十九条第一十九条第一十九条第一十九条第一十九条第一十九条第一十九条第一十九条第一

			士五.	第九															第九											_
			л.	条の															ル条の											
			項	法第七十五条第九	自動車の使用者				第一項	法第七十五条の二			項	十五条第二					法第七十五条第九	まで	四十台以上二十台	四十台以上	未満	二十台以上四十台			自動車			
九項	れる法第七十五条第	り読み替えて適用さ	条第一項の規定によ	連転代行業法第十九	自動車運転代行業者	二第一項	れる法第七十五条の	り読み替えて適用さ	条第一項の規定によ	運転代行業法第十九	 れる法第七十五条第	り読み替えて適用さ	条第一項の規定によ	運転代行業法第十九	九項	れる法第七十五条第	り読み替えて適用さ	条第一項の規定によ	運転代行業法第十九		二十台以上十台まで	二十台以上		十台以上二十台未満	伴用自動車	第七項に規定する随	運転代行業法第二条	二第四項	れる法第七十四条の	
											〔次のよう略〕	次のように改正する。	内閣府令(平成十四年内閣府令第三十五号)の一	行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する	2 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施	内閣府令の一部改正)	行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する	(自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施	定の施行の目(平成十六年十一月一目)から施行する。	成十六年法律第九十号)附則第一条第二号に掲げる規	1 この府令は、道路交通法の一部を改正する法律	(施行期日)	抄〕	附 則 [平成一六年八月]					十六 項	第 才 多 の 治第七十五条第十
													第三十五号)の一部を	規定の読替えに関する	正化に関する法律の施		規定の読替えに関する	止化に関する法律の施	7一日)から施行する。	一条第二号に掲げる規	部を改正する法律(平			六年八月二七日内閣府令第七四号		十項	れる法第七十五条第	り読み替えて適用さ	条第一項の規定によ	泛車イぞ第沿第一ナ

〇指定車両移動保管機関等に関 する規則

(国家公安委員会規則第七号)(昭和六十一年十一月十九日)

平成一六年八月二七日医員会規則第一五号

改正

施行。(改正に係る部分を収録) 七四号により改正、平成一六年一一月一日から 本規則は、平成一六年国家公安委員会規則第

注

第一条~第十一条 略

(受領書の様式)

第十一条の二 道路交通法施行令(以下「令」という。) 第二のとおりとする。 の七の国家公安委員会規則で定める様式は、別記様式 第十七条の二において読み替えて準用する令第十四条

第十二条 なければならない。 という。)に返還するため必要な事項について照会し 両の移動を指示した警察署長に、当該車両をその使用 第十項において準用する法第五十一条第十二項の規定 者又は所有者(第十七条第二項において「使用者等」 による公示を行おうとするときは、あらかじめ当該車 (警察署長に対する照会) 指定車両移動保管機関は、法第五十一条の三

ついて速やかに回答するものとする。 前項の照会を受けた警察署長は、照会に係る事項に

第十三条~第十六条 略

(連絡等)

第十七条 の実施について、警察署長と密接に連絡するものとす 指定車両移動保管機関は、車両移動保管事務

> 2 警察署長は、指定車両移動保管機関に対し、車両移 る。

則〔平成一六年八月二七日国家公安委員会規

則第一五号]

別記様式第一~別記様式第五 施行の日(平成十六年十一月 十六年法律第九十号)附則第一条第二号に掲げる規定の この規則は、 道路交通法の一部を改正する法律(平成 一日)から施行する。 略

動保管事務の適正な実施が図られるように、使用者等 な配慮を加えるものとする。 に当該車両を返還するために必要な措置をとる等必要

=

○交通の方法に関する教則(抄)

(昭和53年10月30日) 国家公安委員会告示第3号)

改正 平成16年8月27日国家公安委員会告示第23号

注 交通の方法に関する教則は、平成16年8月27日国家公安委員会告示第23号により改正、平成16年11月1日から施行。ただし、第4章第4節及び付表の改正規定は公布の日、第10章第3節の改正規定は平成16年9月17日から施行。

第1章~第3章 略

第4章 自動車を運転する前の心得

第1節~第3節 略

第4節 乗車と積載

1 座席でないところに人を乗せたり、荷台や座席でないところに荷物を積んだりしてはいけません。 また、定められた乗車定員(運転者を含みます。)や積載の制限を超えて、人を乗車させたり、物を積ん だりしてはいけません。次の表は、大型自動車、普通自動車、大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付 自転車について、それぞれの乗車定員と積載の制限を示しています。

車の種類	乗車定員	積載物の重量	積載物の大きさ	積載の方法
大型自動車	自動車検査証か軽	自動車検査証か軽	長さ自動車の長さ	前後車体の前後から
普通自動車	自動車届出済証に	自動車届出済証に	×1.1	自動車の長さの
	記載されている乗	記載されている最	幅自動車の幅	<u>1</u> の長さを超え
	車定員(ミニカー	大積載量(ミニカ	高さ地上3.8メート	てはみ出さない
	(注5)と特定の	ーにあつては30キ	ル(三輪の普	こと。
	構造の農業用薬剤	ログラム、特定の	通自動車と総	左右車体の左右から
	散布車(注6)に	構造の農業用薬剤		
	あつては1人 (特	散布車にあつては	以下の普通自	と。
	定の構造の農業用	1,500キログラム)	動車にあつて	
	薬剤散布車で運転		は2.5メート	
	者用以外の座席が		ル、その他の	
	あるものは2人))		自動車で公安	
			委員会が定め	
			るものにあつ	
			ては3.8メート	
			ル 以 上4.1メ	
			ートルを超え	
			ない範囲内に	
			おいて公安委	
			員会が定める	
			高さ)	
大型自動二輪	1人(運転者用以	60キログラム	長さ乗車装置や積	前後乗車装置の前後
車(側車付大	外の座席があるも		載装置の長さ	か ら0.3メート
型自動二輪車	のは2人)		+0.3メート	
を除く。)			N	出さないこと。
普通自動二輪			幅乗車装置や積	左右乗車装置や積載
車(側車付普			載装置の幅	
通自動二輪車				0.15メートルを
を除く。)			ル	超えてはみ出さ
			高さ地上2メート	ないこと。
			N	

原動機付自転	1人	30キログラム	長さ積載装置の長	前後積載装置の前後
車			ž	から0.3メート
			+0.3メート	ルを超えてはみ
			ル	出さないこと。
			幅積載装置の幅	左右積載装置の左右
			+0.3メート	から0.15メート
			ル	ルを超えてはみ
			高さ地上2メート	出さないこと。
			N	
備考 12歳未満	うの子供は、3人を2	人として計算します	•	

- 2 1の場合であつても、荷物の見張りのため必要最少限度の人を乗せるときや出発地の警察署長の許可を受けたときは別です。
- 3 自動車に人や荷物をのせるときには、運転の妨げになつたり、自動車の安定が悪くなつたり、外から方向 指示器、ナンバープレート、ブレーキ灯、尾灯などが見えにくくなつたりするようなのせ方をしてはいけません。
- 4 運転者は、人が転落したり、荷物が転落、飛散したりしないようにドアを確実に閉め、ローブやシートを 使つて荷物を確実に積まなければなりません。また、荷物が転落、飛散してしまつたときは、速やかにその 物を除去するなど必要な措置を採らなければなりません。その場合には後続車などに十分注意しましよう。
- 5 危険物を運搬するときは、包装、積載などを確実にし、危険物を運搬中であることを示す標示板などを掲げるようにし、また、駐車するときは、危険な場所を避け、危険物を見張りましよう。

第5節 略

第5章 自動車の運転の方法

第1節 安全な発進

1 略

- 2 運転姿勢など
- (1) ゆとりのある正しい運転姿勢は、安全運転の第一歩です。シートの前後の位置は、クラッチを踏み込ん だとき、ひざがわずかに曲がる状態に合わせ、シートの背は、ハンドルに両手を掛けたとき、ひじがわず かに曲がる状態に合わせることが大切です。体を斜めにして運転するのはやめましよう。
- (2) 運転するときは、活動しやすいような服装をしましよう。また、げたやハイヒールなどを履いて運転したりしてはいけません。
- (3) ひじを窓わくに載せて運転するのはやめましよう。
- (4) 走行中に携帯電話などを使用したり、カーナビゲーション装置などに表示された画像を注視したりすることにより、周囲の交通の状況などに対する注意が不十分になると大変危険です。走行中は携帯電話などを使用したり、カーナビゲーション装置などに表示された画像を注視したりしてはいけません。また、携帯電話などについては、運転する前に電源を切つたり、ドライブモードに設定したりするなどして呼出音が鳴らないようにしましよう。
- 3~5 略 第2節 略

第3節 歩行者の保護など

1~7 略

8 暴走行為の禁止

車を運転して集団で走行する場合は、ジグザグ運転や巻き込み運転など、ほかの車に危険を生じさせたり、 迷惑を及ぼすこととなるような行為をしてはいけません。

9 略

第4節~第7節 略

第8節 駐車と停車

- 1~4 略
- 5 車の移動など
- (1) 違法に駐車している車の運転者やその車の管理について責任がある者は、現場で警察官や交通巡視員か

らその車を移動するように命じられたときは、直ちにその車を移動しなければなりません。

- (2) 違法に駐車している車に対しては、違法駐車標章 (付表 5(5)) が取り付けられることがあります。違法 駐車標章を取り付けられた車の使用者又は所有者は、直ちにその車の駐車の方法を変更し、又はその車を 移動しなければならず、また、そのような措置をとつたときは、標章を取り付けた警察官や交通巡視員又 は駐車していた場所を管轄する警察署長に凍やかにその旨を申し出なければなりません。
- (3) 違法駐車標章は、移動等の措置が採られたことを警察官等が確認した上で取り除きますので、破つたり、 汚したり、取り除いたりしてはいけません。
- (4) 違法に駐車している車については、現場に運転者やその車の管理について責任がある者がいないために、 警察官や交通巡視員がその車を移動すべきことを命令することができないときは、レッカー車により移動 されることがあります。
- (5) 車の移動、保管などに要した費用は、車の運転者、使用者、所有者などの負担となります。
- (6) 車輪止め装置取付け区間において違法に駐車している車に対しては、車輪止め装置と車輪止め標章(付表5(6))が取り付けられることがあります。車輪止め装置は、警察署長が車輪止め装置を取り付けた車の所有者、使用者又は関係者から車を移動しようとする旨の申告を受けたときに取り除き、また、車輪止め標章は、警察署長が車輪止め装置を取り除くときに取り除きますので、車輪止め装置を壊したり、取り除いたり、車輪止め標章を破つたり、汚したり、取り除いたりしてはいけません。

6~8 略

第9節 略

第6章~第9章 略

第10章 交通事故、故障、災害などのとき

第1節·第2節 略

第3節 災害などのとき

1~3 略

4 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律などによる交通の規制が行われたとき

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律により、国民の保護のための措置が的確かつ迅速に行われるようにするため緊急の必要があるときは、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止され、又は制限されます。

また、道路交通法により、自衛隊等による我が国に対する外部からの武力攻撃を排除するための行動が的 確かつ円滑に実施されるようにするため緊急の必要があるときは、自衛隊等の使用する車両以外の車両の通 行が禁止され、又は制限されます。

これらの交通の規制が行われた場合、通行禁止区域等内の一般車両の運転者は、災害対策基本法による交 通規制が行われた場合の通行禁止区域等内の一般車両の運転者と同様の措置をとらなければなりません。

第11章 略

附 則「平成16年8月27日国家公安委員会告示第23号〕

この告示は、平成16年11月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第4章第4節及び付表の改正規定 公布の日
- 二 第10章第3節の改正規定 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法 律第112号) 附則第1条の政令で定める日 [平16政274により、平16.9.17]

用語のまとめ 略 付表1~付表5 [省略]

●交通違反の点数一覧表

	***	点	数	点 数
	交通違反の種		Flor	交通違反の種類
	酒 酔	い違	反 25	
	麻薬	等 違	反 25	
	共同危険		違 反 25	
		(0.25以上) ◎印		
	酒気帯び	(0.25 未満) ◎印		
	無 免	許 運	転 19	
	酒気帯び	(0.25以上) △印	違反 19	○ 高速自動車国道等措置命令違反
	酒気帯び	(0.25以上) ◎印		
	酒気帯び	(0.25以上)◎印	違反 15	○ 高速自動車国道等運転者遵守事項違反
	酒気帯び	(0.25以上) 〇印	違反 14	□ ○ 免 許 条 件 違 反
		運 転 (0.25 以		○ 番 号 標 表 示 義 務 違 反
	過労	運転	等 13	
			違反 13	
\triangle	大型自動		違 反 12	
\triangle	7 × 11 12	许 運 転 違	反 12	
_		(0.25未満) ◎印		
		(0.25 未満) ◎印		
		(0.25 未満) 〇印		
		運転 (0.25 未		
0	無車	検運	行 6	
<u></u>	無保	険 運 150	行 6	
<u>_</u>	1	50 km 以	上 12	
<u></u>	4	30km(高速40km)以上50		
0	1	高 35 km 以上40 km		
0	速度超減	速 30 km 以上35 km		
<u></u>		25 KM 以上 30 KM		
0		20 km 以上25 km	未 満 2	
0		15 km 以上 20 km	未満 1	○ 指 定 通 行 区 分 違 反
0	1	15 km 未	満 1	○ 交差点優先車妨害
0		大 10 割 以	上 6	○緊急車妨害等
<u></u>	The deb is	刑 5 割 D F 10 割	未満 3	
ō		9 等 5 割 未	満 2	
0	重量制限	* 10 割 以	上 3	〇減 光 等 義 務 違 反
0000	超 i	□ <u>□ 10 日 </u>		
ō	1	等 5 割 未	満 1	〇合図制限違反
_		町信亩林山坦		〇 警 音 器 吹 鳴 義 務 違 反
	放置駐車違原	駐車禁止場		
	保管場所	法違反 (道路使		〇定 員 外 乗 車
0	警察官	現場指示達		○積載物大きさ制限超過
$\frac{\circ}{\circ}$	警察官通		違 反 2	○積載方法制限超過
0	言尔日世			
$\frac{\circ}{\circ}$	信号無礼	表 色 見 点	等 2 滅 2	_ lth
$\frac{\vee}{\sim}$	通行	禁止違	反 2	- ○ ~
ö			華 反 2	○原 付 荤 引 違 反
ŏ	通行	区分違	反 2	
ŏ		方安全間隔不保		
ŏ	急プレ	一キ禁止道		- 以 報告損報物等危険防止指直義務進及
ŏ	法定横	断等禁止道		
ö	追越	し 違	反 2	○初心運転者等保護義務違反
	路面電	車後方不例		○座席ベルト装着義務違反
		不 停 止	等 2	○幼児用補助装置使用義務違反
	1 224 177	路 切 立 入	· サ 2	○ 乗車用ヘルメット着用義務違反
0	路 切		. 914	
0	しゃ断		セ 年 9	
0	しゃ断優先道	路通行車妨害	事 等 2	
0	しゃ 断 優 先 道] 交 差 点 安	路 通 行 車 妨 等 : 全 進 行 義 務 :	違 反 2	○ 初心運転者標識表示義務違反
0	しゃ断優先道	路通行車妨害	違 反 2	○ 初心運転者標識表示義務違反 ○ 携 帯 電 話 使 用 等 (保 持)
0	しゃ 断 優 先 道] 交 差 点 安	路 通 行 車 妨 等 : 全 進 行 義 務 :	違 反 2	○ 初心運転者標識表示義務違反 ○ 携帯電話使用等(保持) ○ 最低速度違反
0000	し ゃ 断 優 先 道 g 差 点 安 差 点 安 横 断 歩 徐 行	路 通 行 車 妨 等 : 全 進 行 義 務 : 行 者 等 妨 書 場 所 違	違 反 2 字 等 2 反 2	○ 初心運転者標識表示義務違反 ○ 携帯電話使用等(保持) ○ 最低速度違反 ○ 本線車道通行車妨害
000000	し * 断 優 先 道] 交 差 点 安 横 断 歩 徐 行	路 通 行 車 妨 名 : 全 進 行 義 務 : 行 者 等 妨 是 場 所 違 所 一 時 不 停 」	違 反 2 等 等 2 反 2 上 等 2	○ 初心運転者標識表示義務違反 ○ 携 電 話 使 用 等 (保 持) ○ 最 低 速 度 違 反 ○ 本 線 車 道 通 行 車 妨 害 ○ 本 線 車 道 緊 急 車 妨 害
0000000	し ゃ 断 優 先 道 g 差 点 安 差 点 安 横 断 歩 徐 行	路通行車妨害 全進行義務: 行者等妨害 場所違 所一時不停」 財停車禁止場	遠 反 2 字 等 2 反 2 上 等 2 所 等 2	○ 初心運転者標識表示義務違反 ○ 携帯電話使用等(保持) ○ 最低速度 違反 ○ 本線車道通行車妨害 ○ 本線車道緊急車妨害 ○ 本線車道出入方法違反
0000000	し * 断 優 先 道 交 差 点 安 横 断 歩 徐 行 指 定 場	路 通 行 車 妨 ? : 全 進 行 義 務 ; 行 者 等 妨 皇 場 所 違 所 達 野 停 車 禁 止 場 駐 車 禁 止 場	違 反 2 等 2 反 2 上 等 2 所 等 2	○ 初心運転者標識表示義務違反 ○ 携 带電話 使 用 等 (保 持) ○ 最 低 速 度 違 反 ○ 本 線 車 道 通 行 車 妨 害 ○ 本 線 車 道 緊 急 車 妨 害 ○ 本 線 車 道 出 入 方 法 違 反 ○ 章引自動車本線車道通行带違反
0000000	し * 断 優 先 道 g 変 差 点 安 横 断 歩 行 指 定 場 j 駐 停 車 違 f	路通行車妨害 全進行義務: 行者等妨害 場所違 所一時不停」 財停車禁止場	違 反 2 等 2 反 2 上 等 2 所 等 2	○ 初心運転者標識表示義務違反 ○ 携 帯電 話 使 用 等 (保 持) ○ 最 低 速 度 違 反 ○ 本 線 車 道 通 行 車 妨 害 ○ 本 線 車 道 緊 急 車 妨 害 ○ 本 線 車 道 出 入 方 法 違 反 ○ 本 線 車 道 出 入 方 法 違 反

(注)「酒気帯び◎印違反」とは酒気を帯びて◎印の違反をした場合、「酒気帯び△印違反」とは 酒気を帯びて△印の違反をした場合、「酒気帯び◎印違反」とは酒気を帯びて◎印の違反を した場合、「酒気帯び◎印違反」とは酒気を帯びて◎印の違反をした場合、「酒気帯び○印 違反」とは酒気を帯びて○印の違反をした場合をいいます。

●反則金額一覧表

	位∃		

						(単位千円
	車の種類	大型	声哨	二輪	原付	車の種類 大 普 二 型 通 輪
反則行為0	0種類	軍	軍	車	車	反則行為の種類 単 車 車 車
	高 35以上40未満	40	35	30	20	車 間 距 離 不 保 持 7 6 6
	速 30以上35未満	30	25	20	15	進路変更禁止違反766
	25 以上30未満	25	18	15	12	追い付かれた車両の義務違反 7 6 6
速度超過	20 以上 25 未満	20	15	12	10	乗合自動車発進妨害766
	15 以上 20 未満	15	12	9	7	割 込 み 等 7 6 6
		12	9	7	-	交差点右左折等合図車妨害 7 6 6
		_	9		6	指定通行区分違反766
積 載 物	大 5割以上10割未満 型 5割以上10割未満	40			\vdash	交差点優先車妨害766
	零 5 割 未 満	30	0.5	00	05	緊急車妨害等766
重量制限	普 10 割 以 上	-	35	30	25	交差点等進入禁止違反 7 6 6
超 過	通 5割以上10割未満		30	25	20	無 灯 火766
	等 5 割 未 満		25	20	15	減光等義務違反766
放 置 駐	駐停車禁止場所等	25*	18	10	10	合図不履行766
車 違 反	駐車禁止場所等	21*	15	9	9	合 図 制 限 違 反 7 6 6
しゃ断	踏 切 立 入 り	15	12	9	7	警音器吹鳴義務違反766
駐 停 車	駐停車禁止場所等	15	12	7	7	乗車積載方法違反766
違 反	駐車禁止場所等	12	10	6	6	定 員 外 乗 車 7 6 6
	赤 色 等	12	9	7	6	童 引 違 反 7 6 6
信号無視	点 滅	9	7	6	5	罪 は ね 運 転 7 6 6
通 行	区分違反	12	9	7	6	転落等防止措置義務違反 7 6 6
追 越	し 違 反	12	9	7	6	転落積載物等危険防止措置義務違反 7 6 6
踏 切	不 停 止 等	12	9	7	6	安全不確認ドア開放等766
交差点安	全進行義務違反	12	9	7	6	停止措置義務違反766
横断歩	行者等妨害等	12	9	7	6	騒音運転等766
****	制動装置等	12	9	7	6	初心運転者等保護義務違反 7 6 6
整備不良	尾灯等	9	7	6	5	携带電話使用等(保持) 7 6 6
安全運	転義務違反	12	9	7	6	公安委員会遵守事項違反 7 6 6
携帯電話例	吏用等(交通の危険)	12	9	7	6	消 音 器 不 備 7 6 6
	横断等禁止違反	12	9	7		大型自動二輪車等乗車方法違反 6
	道等運転者遵守事項違反	12	9	7		最低速度違反766
通行	禁 止 違 反	9	7	6	5	
	用道路徐行違反	9	7	6	5	本線車道通行車妨害7666
	方安全間隔不保持等	9	7	6	5	本線車道緊急車妨害 7 6 6
急ブレ	一キ禁止違反	9	7	6	5	牽引自動車本線車道通行帯違反 7 6
	断等禁止違反	9	7	6	5	故障車両表示義務違反 7 6 6
, -	車後方不停止	9	7	6	5	仮免許練習標識表示義務違反 7 6
	各通行車妨害等	9	7	6	5	通行許可条件違反644
徐行	場所違反	9	7	6	5	軌 道 敷 内 違 反 6 4 4
1.3.		9	7	6	5	道路外出右左折方法違反 6 4 4
指定場所		1	7	6	5	交差点右左折方法違反 6 4 4
指定場所積載物力	大きさ制限超過	9				
積載物プ		9	7	_	5	制 限 外 許 可 条 件 違 反 6 4 4
積載物力積載方	法制限超過	-	7	6	5	制限外許可条件違反 6 4 4
積載物方積載方	法 制 限 超 過	9	7	6	5	原付牽引違反
積載物力積載方	法 制 限 超 過 季 通 行 妨 害	9	7	6	-	原 付 拳 引 違 反 運 行 記 録 計 不 備 6 4
積載物方 規 場 方 宏 全 地	法制限超過 等通行妨害 带徐行違反	9 9	7 7 7	6 6	5 5	原付牽引違反
積載物方	法制限超過 等通行妨害 带徐行違反 条件違反	9 9 9	7 7 7 7	6 6 6	5 5 5	原 付 拳 引 違 反 運 行 記 録 計 不 備 6 4
積載物方 幼児 安全地 免通 不 で な が れ れ た れ た れ た れ た れ た れ た れ た れ た れ た	法制限超過 有分類 有效 市份 方量 人工 企業 人工 企業 人工 人工 人工 人工 人工 人工 人工 人工	9 9 9 9 7	7 7 7 7 6	6 6 6 6	5 5 5 5	原付量 型反 運行記録計不備64 初心運転者標識表示義務違反 4

⁽注1) 大型車とは大型自動車、大型特殊自動車、トロリーバス及び路面電車、普通車とは普通自動車、 二輪車とは自動二輪車、原付車とは小型特殊自動車及び原動機付自転車をいいます。

⁽注2) *の欄においては、重被牽引車を含む。